

## 板橋区新生児委託推進事業実施要綱

(令和4年6月30日区長決定)

### (目的)

第1条 本事業は、家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組が最善と判断した場合に、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は板橋区（以下「区」という。）とし、区が適当と認める乳児院に一部又は全部を委託して実施できることとする。

### (対象)

第3条 本事業の対象者は、次のとおりとする。

#### (1) 新生児

母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第5項に定める出生後28日を経過しない乳児とする。

#### (2) 養子縁組里親

新生児の委託を受けることを希望する養子縁組里親のうち、板橋区子ども家庭総合支援センター所長（以下「子ども家庭総合支援センター所長」という。）が適当と認めたもの（以下「新生児里親」という。）とする。

### (事業内容)

第4条 本事業の内容は、以下のとおりとする。

#### (1) 新生児委託推進員の配置

新生児委託を推進するため、乳児院での研修、新生児と新生児里親の交流支援、新生児委託後のアフターケア等を実施する新生児委託推進員（以下「推進員」という。）を乳児院に配置する。

推進員は、里親制度に対する理解があり、子どもの立場に立って事業を推進することができるものであって、都が別に定める要件を満たすものとし、次の業務を行うこととする。

##### ア 乳児院での研修

新生児里親の候補となる家庭に、乳児院での研修を実施し、新生児委託に対応できるよう養育力の向上を図る。

##### イ 交流家庭選定への協力

新生児と交流を開始する新生児里親の選定に向けた関係者会議に参加し、研修状況等を踏まえ、交流家庭の選定に協力する。

##### ウ 交流支援

関係機関と連携を取り、短期間での集中的な交流を実施し、交流中の新生児里親に対し、養育の方法や心構えなどの指導・助言、アセスメント、フィードバックを行うとともに、関係機関への交流状況等の情報提供を行う。

エ 新生児委託決定への協力

新生児委託に向けた関係者会議に参加し、交流状況等を踏まえ、新生児委託の決定に協力する。

オ 新生児委託後のアフターケア

新生児委託後、訪問支援及び電話相談支援を行い、委託中の児童及び里親の状況を把握し、適切な養育ができるよう、指導・助言を行う。

(2) 乳児院の在籍枠確保

年間を通して、乳児院の在籍枠を確保し、速やかに新生児が入所できる体制を整える。

(3) 新生児用品の提供又は貸出

新生児の養育に必要な用品を整備し、交流家庭に選定された新生児里親に提供又は貸出しを行う。

(秘密の保持)

第5条 第2条の規程に基づき委託を受けた乳児院及び推進員は、事業の実施上知り得た子どもや里親家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。事業終了後もまた同様とする。

(その他)

第6条 この要綱の実施に必要な事項は、子ども家庭総合支援センター所長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。